

OKEGAWA FC 規約

第1条(名称)

本クラブは「OKEGAWA FC」(以下、「本クラブ」という)と称する。

第2条(目的)

本クラブは、「サッカーを楽しむ、個性を伸ばすこと」を理念とし、スポーツを通じて仲間を思いやる心を育て、心身ともに健全な成長を促すとともに、地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

第3条(入会資格および入会手続き)

1. 入会資格

- (1)本クラブに入会を希望する者は、クラブの趣旨に賛同し、本規約を確認のうえこれを遵守すること。
- (2)中学1年生から3年生までの者。
- (3)スポーツを行うに適した健全な健康状態であること。
- (4)本クラブが入会に適すると認めた者(以下、「クラブ生」という)。

2. 入会手続き

本クラブに入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、手続きに従い本クラブに申し込むものとする。

第4条(会費)

- (1)入会費:5,000円(税込)
- (2)年会費:12,000円(税込)
- (3)月会費:12,000円(税込)

いずれも支払い方法は、決済システムを通じて口座振替もしくはクレジットカードにて行うものとする。

第5条(会費の不返納)

一旦納入した月会費等は、入会不許可の場合を除き、原則として返納しないものとする。

ただし、クラブ側の事情により活動が長期間(1か月以上)中止となった場合は、その期間分の会費を返金または充当することがある。

第6条(活動期間)

活動期間は毎年4月から翌年3月末までとし、会員登録は年度ごとに自動更新するものとする。

第7条(練習日および時間)

(1)本クラブの練習日および時間は、クラブが定めた年間スケジュールによる。

・毎週月・水・金曜日 19:00～21:00

・土・日曜日 練習または試合

(2)月末までに翌月のスケジュールをBANDにて配布する。

(3)やむを得ない事情が発生した場合、練習日や時間を変更または中止することがある。その際は事前にクラブ生へ通知する。

第8条(休会)

(1)本クラブの休会(引き続き1か月以上休む場合をいう)を希望するクラブ生は、前月15日までにその旨を届け出なければならない。

(2)休会期間中の月会費は徴収しない。

第9条(退会)

退会を希望するクラブ生は、退会希望月の前月15日までに、所定の退会届を提出しなければならない。

第10条(事故の責任)

本クラブ活動中の怪我等に関しては、クラブが加入するスポーツ安全保険の補償範囲内で対応し、それを超えるものについては各家庭の責任と負担において対応するものとする。

第11条(保険)

クラブ生は入会手続き完了後、スポーツ安全保険に加入するものとする。

障害事故における補償は、加入する保険会社の約款に従うものとする。

第12条(休会および閉鎖)

本クラブは、天災地変、社会情勢の変化その他通常のクラブ運営を継続することが困難な事由が生じた場合、一時的に活動を休止し、または閉鎖することができる。

その場合は、速やかに保護者および関係者へ通知するものとする。

第13条(器物破損)

クラブ生が施設内で故意に器物を破損した場合は、クラブ生の責任と負担において修復を行わなければならない。

第14条(健康管理)

クラブ生の健康状態については、保護者と本クラブが連携して確認し、安全な活動が行えるよう努めるものとする。

第15条(個人情報の取り扱い)

(1)本クラブは、法令を遵守し、クラブ活動以外の目的で個人情報を使用しないものとする。

(2)クラブ活動や関連行事で撮影した写真・動画等は、本クラブの活動紹介や広報(ホームページ、SNS、チラシ等)に使用する場合がある。

(3)掲載を希望されない場合は、保護者から事前に申し出を受けた場合に限り、掲載を控えるものとする。

第16条(施行)

本規約は、2025年4月1日より施行する。

第17条(規約の改訂)

本規約の改訂はOKEGAWA FCが行い、その内容はクラブが定める方法により会員に通知するものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

第18条(細則)

本規約に定めのない事項および運営上必要な細則は、本クラブが別に定めるものとする。

【クラブ情報】

クラブ名:OKEGAWA FC

代表者 :武田 直弥

所在地 :埼玉県桶川市(活動拠点:桶川市・北本市周辺)

連絡先 :info@okegawa-fc.jp

